

# 役場建設課からのお知らせ!!

## 町営簡易水道・公共下水道をご利用の皆様へ

日頃、町営簡易水道及び公共下水道をご利用いただきありがとうございます。  
簡易水道・下水道をご利用の皆様へ、使用者変更などについてご案内いたします。



### 1. 使用者の変更（異動）がある場合

→「**使用者変更届**」の提出をお願いします。

使用者が、死亡、転出、親から子への変更などの理由により変わる場合には、使用者の変更届（下水道は使用者等異動届）の提出をお願いします。この届出により使用者の登録名義を変更します。

使用者がお亡くなりになっても、この届出が無ければ使用者名義はそのままとなります。手続きをしかねていた方もお届け願います。

### 2. 世帯人員数の変更がある場合（公共下水道）

→「**使用者等異動届**」の提出をお願いします。

死亡、出生、転出（入）等がある場合には使用者等異動届の様式により、世帯人員数の異動の届出をお願いします。

公共下水道では、自家水（地元組合水道等含む）のみ、または町営簡易水道との併用でご利用の場合、世帯人数による認定水量が毎月の使用料金に反映されます。認定使用水量は次表のとおりです。

【認定使用水量】

世帯人員	認定使用水量	適用
1人	10m <sup>3</sup>	6人以上は、1名増えるごとに3m <sup>3</sup> を加算した水量とする。
2人	15m <sup>3</sup>	
3人	19m <sup>3</sup>	
4人	23m <sup>3</sup>	
5人	27m <sup>3</sup>	

※水道水と自家水を併用している場合は、水道使用水量若しくは認定使用水量のいずれかが多いほうを使用水量とします。

【下水道料金体系】

区分	汚水排出量 (1カ月につき)	使用区分	
		一般用	臨時用
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,800円	1,800円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	150円	200円
	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	160円	
	30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	170円	
	40m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	180円	
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	190円	
	100m <sup>3</sup> を超えるもの	200円	

※上記により算出した額に100分の108を乗じて得た額となります。



### 3. 使用料の納付を口座振替にする場合

→**手続は各金融機関の窓口でできます。**

月々の使用料は、岩手銀行、大船渡市農業協同組合、郵便局で口座振替ができます。毎月25日が振替指定日となっており、振替指定日が土・日・祝日の場合には直後の平日となります。

口座振替申込書は、各金融機関の窓口にありますので、窓口でお申込み下さい。役場へは申込書の控えが金融機関から送付されます。また、使用者と支払者（口座名義人）を別にすることもできます。

### 4. 使用料金の納付書を紛失した場合

→「**納付書再発行**」の申し出をお願いします。

納付書（納入通知書兼領収書）を紛失した場合には、建設課に連絡いただければ、納付書の再発行をします。

再発行した納付書には、**再発行**と印刷されます。その納付書で支払った後に、紛失していた該当月の納付書を見つけた場合には、二重納付を避けるため当初の納付書は破棄願います。



## 5.給水施設・排水施設に異常がある場合

→建設課に連絡願います。

給水施設・排水施設に異常がある場合は、建設課に連絡願います。異常の発生した箇所によって復旧費用の負担者が異なります。

給水施設・排水施設は、下記の管理区分になっています。

### 【給水施設の管理区分】

- ・町管理・・・水道本管分岐からメーターボックスまで
- ・設置者管理・・・メーターボックスから蛇口まで

### 【排水設備の管理区分】

- ・町管理・・・排水施設(下水道)は汚水本管から公共柵まで
- ・設置者管理・・・公共柵から排水器具(流し台、便器等)まで

設置者の管理区分で異常がある場合には、設置者が個々に町指定の給水設備業者又は

## 6.漏水の疑いがある場合（簡易水道）

→指定店に連絡願います。

水道のメーター検針時に、過去の使用水量と比較して当該月の水量が多い場合には、検針票に「漏水」「漏水の疑い有り」と印字されることがあります。この場合には、早期に指定店に連絡をして対処願います。

使用水量の異常増加の原因としては、漏水が多く割合を占めます。まれに、蛇口(外の洗い水用等)の閉め忘れによると思われる場合もあります。また、冬から春先にかけては、水抜栓の開閉が不十分なことから水量が増えることもありますので、水抜栓の操作は確実にする必要があります。



… お問い合わせは …

建設課 上下水道係  
電話：0192-46-2115（内線155・156）

